

資 料 編

目 次

1	国民保護に関する用語	2
2	法令・通知・通達等	6
1.1	町田市国民保護対策本部及び町田市緊急対処事態対策本部条例	6
1.2	町田市特殊標章及び身分証明書の交付に関する要綱	6
1.3	町田市国民保護協議会条例	11
1.4	町田市国民保護協議会委員名簿	12
1.5	救援の程度及び方法の基準	13
1.6	安否情報の収集及び報告・照会及び回答について	24
1.7	公用令書等の様式	32
1.8	国際人道法（ジュネーヴ諸条約及び追加議定書）の主な内容	34
1.9	動物の保護等に関する通知	39
1.10	赤十字標章及び身分証明書	41
1.11	特殊標章及び身分証明書	42
1.12	市内の緊急一時避難施設の指定状況	43

1 国民保護に関する用語

<あ行>

用 語	定 義 等
安定ヨウ素剤	○原子力施設等の事故に備えて、服用するために調合した放射能をもたないヨウ素をいう。 ○被ばく前に安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺（ヨウ素が濃集しやすい。）をヨウ素で飽和しておくこと、被ばくしても放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、放射能による甲状腺障害の予防的効果が期待できる。
安否情報	○避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報
N B C	○Nuclear（核）、Biological（生物）、Chemical（化学）の総称
E m－N e t（エムネット）	○緊急情報ネットワークシステムの略称 ○内閣官房が整備を進めている、行政専用回線である総合行政ネットワーク「LGWAN」を利用した国（総理大臣官邸）と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム
L G W A N（エルジーワン）	○総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）の略称 ○地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク

<か行>

用 語	定 義 等
危険物質等	○引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む）で国民保護法施行令で定めるもの
基本指針	○国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日、閣議決定） ○国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の4つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について定めたもの
救援	○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成16年厚生労働省告示第343号）及び国民保護計画に基づき実施する、区域内の避難住民等に対する避難所等の供与、食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出などの措置
緊急消防援助隊	○大規模災害発生時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施する体制を国として確保するために、平成7年に創設された消防の広域援助体制

用 語	定 義 等
緊急対処事態	○武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの
緊急対処事態対処方針	○緊急対処事態に至ったときに、政府が定める緊急対処事態への対処に関する方針のこと
緊急対処保護措置	○緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民の安全確保等に関する措置のこと
緊急対処事態対処方針	○緊急対処事態に至ったときに、政府が定める緊急対処事態への対処に関する方針のこと
緊急通報	○武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるとき、知事が発令するもの
広域緊急援助隊	○大規模災害対策に即応でき、かつ高度の救出救助能力等をもつ災害対策専門のチームとして、平成7年に創設された警察の広域援助体制
国民保護措置	○対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民の安全確保等に関する措置のこと ※【対処基本方針】 武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針

<さ行>

用 語	定 義 等
サーバイランス	○疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、疾病の発生状況などを継続的に監視することをいい、具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集、解析を継続的に行うこと
J－A L E R T（Jアラート）	○全国瞬時警報システムの略称 ○弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム
指定行政機関	○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（以下「事態対処法施行令」という。）で定める次の機関 内閣府、国家公安委員会・警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省・国税庁、文部科学省・スポーツ庁・文化庁、厚生労働省、農林水産省・林野庁・水産庁、経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁、国土交通省・観光庁、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省・防衛装備庁
指定公共機関	○独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で指定されているもの

用 語	定 義 等
指定地方行政機関	○指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で指定されているもの
指定地方公共機関	○都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県の知事が指定するもの
自主防災組織	○大規模災害等の発生による被害を防止し、又は軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織のこと
事態認定	○政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態として認定すること
ジュネーヴ諸条約	○1949 年のジュネーヴ諸条約（ジュネーヴ4 条約）のことで、武力紛争が生じた場合に、傷者、病者、難船者及び捕虜、これらの者の救済にあたる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的とした以下の4 条約の総称 ・陸上の傷病兵の保護に関する第1 条約 ・海上の傷病兵・難船者の保護に関する第2 条約 ・捕虜の待遇に関する第3 条約 ・文民の保護に関する第4 条約
ジュネーヴ諸条約追加議定書（第一追加議定書）	○第2 次世界大戦後の植民地独立の動き、軍事技術の発展などにより、武力紛争の形態が多様化したことに対応するため、ジュネーヴ条約を補完・拡充するジュネーヴ条約追加議定書の一つで、締約国間に生じる国際的な武力紛争や占領の事態に適用される。
生活関連等施設	○発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設
赤十字標章等及び特殊標章等	○ジュネーヴ諸条約第一追加議定書において規定される標章等で、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為若しくは国民保護措置等を実施する者、団体等を識別することにより、攻撃等から保護されることが定められている。  （赤十字標章 白地に赤十字）  （特殊標章 オレンジ色地に青の三角形）

<た行>

用 語	定 義 等
対処基本方針	○武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針
ダーティボム	○放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾で、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。
地域防災計画	○災害対策基本法第42条の規定に基づき、地震災害対策、風水害等災害対策、原子力災害対策等について定めた計画
トリアージ	○災害時等において多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて傷病者を選別し、治療や搬送を行うための優先順位を決定すること

<は行>

用 語	定 義 等
避難実施要領	○都道府県知事からの避難の指示に基づき、市区町村長が関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法や避難住民の誘導の実施方法などに関して定める要領のこと ○市区町村長は、避難実施要領を定めたときは、直ちに住民等に伝達しなければならない。
武力攻撃事態	○武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	○武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 ○なお、事態対処法において、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をあわせて「武力攻撃事態等」と定義している。

<や行>

用 語	定 義 等
要配慮者	○高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。なお、要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを避難行動要支援者という。
要避難地域	○国の対策本部長（内閣総理大臣）が、避難措置の指示を行う場合に示される住民の避難が必要な地域のこと

2 法令・通知・通達等

1.1 町田市国民保護対策本部及び町田市緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月30日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、町田市国民保護対策本部及び町田市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、町田市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(国民保護現地対策本部)

第4条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(町田市緊急対処事態対策本部)

第6条 第2条から前条までの規定は、町田市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1.2 町田市特殊標章及び身分証明書の交付に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、町田市（以下「市」という。）の武力攻撃事態等における特殊標章等（特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等について必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 特殊標章 国民保護法第158条第1項の特殊標章をいい、その区分は腕章、帽章、旗及び車両章とする。
- （2） 身分証明書 国民保護法第158条第1項の身分証明書をいう。

第3 様式等

- 1 特殊標章の表示及び制式は、別表に定めるとおりとする。
- 2 身分証明書の様式は、第1号様式のとおりにする。

第4 交付の対象者

市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に掲げる者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- （1） 市の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- （2） 消防団長及び消防団員
- （3） 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- （4） 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

第5 交付の手続

- 1 市長は、第4第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（第2号様式）に登録した上、特殊標章等を交付する。
- 2 市長は、第4第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（第3号様式）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳に登録した上、特殊標章等を交付する。

第6 腕章及び帽章の交付

- 1 市長は、第4第1号及び第2号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2第1号の腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第4第1号及び第2号に掲げる者（前項に規定する者を除く。）並びに第4第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

第7 旗及び車両章の交付

市長は、第6の規定に基づき腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所、車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2第1号の旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて交付するものとする。

第9 訓練における使用

1 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第4各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができる。

2 市長は、前項の規定により腕章等を貸与する場合において、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができる。

第9 特殊標章の特例交付

1 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときは、特殊標章を交付した者に対して、当該特殊標章の返納を求めるものとする。

第10 特殊標章の再交付

1 特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損し、若しくは破損した場合は、特殊標章再交付申請書（第4号様式）により速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、特殊標章の再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、既に交付を受けた特殊標章を返納しなければならない。

第11 身分証明書の交付

市長は、第6の規定により腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

第12 身分証明書の携帯

身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する場合は、身分証明書を携帯するものとする。

第13 身分証明書の再交付

1 身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、若しくは使用に堪えない程度に汚損し、若しくは破損した場合又は身分証明書の記載事項に異動があった場合は、身分証明書再交付申請書（第5号様式）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、身分証明書の再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、既に交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

第14 有効期間

1 第4第1号及び第2号に掲げる者に係る身分証明書の有効期間は、交付を受けた者がその

資格を失ったときまでとする。

2 第4第3号及び第4号に掲げる者に係る身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容にかんがみ、市長が必要と認める期間とする。

3 第5の規定は、前項に規定する身分証明書の更新手続について準用する。

第15 保管

1 市長は、特殊標章等に係る交付申請書、特殊標章再交付申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務若しくは協力を行っている場合又は訓練若しくは啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

第16 返納

特殊標章等の交付を受けた者は、その資格を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第17 濫用の禁止

1 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務若しくは協力を行っている場合又は訓練若しくは啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

第18 周知

市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する時その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、使用上の留意事項等について説明を行い あらかじめ周知を図るものとする。

第19 雑則

この要綱に定めるもののほか、特殊標章及び身分証明書の交付に関し必要な事項は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

附 則

この要綱は、2008年4月1日から施行する。

別表（第3関係）

区分	表示		制式
	位置	形状	
腕章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下すみに付する。
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

（注） 腕章及び帽章は同時に付けるものとする。

1.3 町田市国民保護協議会条例

平成18年3月30日

条例第1号

防災安全部防災課

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、町田市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の定数)

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(幹事)

第4条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(令2条例30・旧題5条繰上)

(部会)

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(令2条例30・旧題6条繰上)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

(令2条例30・旧第7条繰上・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施工する。

附 則（令和2年9月30日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

1.4 町田市国民保護協議会委員名簿

(2026 年 4 月 1 日現在)

	職 名	国民保護法根拠
会長	町田市長	第 4 0 条第 2 項
委員	町田市副市長	第 4 0 条第 4 項 4 号
〃	町田市副市長	第 4 0 条第 4 項 4 号
〃	一般社団法人町田市医師会長	第 4 0 条第 4 項 8 号
〃	公益社団法人東京都町田市歯科医師会長	第 4 0 条第 4 項 8 号
〃	一般社団法人町田市薬剤師会長	第 4 0 条第 4 項 8 号
〃	公益社団法人東京都獣医師会町田支部防災担当	第 4 0 条第 4 項 8 号
〃	東京都建設局南多摩東部建設事務所長	第 4 0 条第 4 項 3 号
〃	東京都水道局多摩給水管理事務所長	第 4 0 条第 4 項 3 号
〃	町田市教育委員会教育長	第 4 0 条第 4 項 5 号
〃	警視庁町田警察署長	第 4 0 条第 4 項 3 号
〃	警視庁南大沢警察署長	第 4 0 条第 4 項 3 号
〃	東京消防庁町田消防署長	第 4 0 条第 4 項 5 号
〃	陸上自衛隊第 1 師団第 1 施設大隊長	第 4 0 条第 4 項 2 号
〃	町田市消防団長	第 4 0 条第 4 項 5 号
〃	日本郵便㈱町田郵便局長	第 4 0 条第 4 項 7 号
〃	ヤマト運輸㈱ネコサポ多摩ニュータウン営業所長	第 4 0 条第 4 項 7 号
〃	東日本旅客鉄道㈱町田駅長	第 4 0 条第 4 項 7 号
〃	小田急電鉄㈱町田駅管区長	第 4 0 条第 4 項 7 号
〃	京王電鉄㈱相模原管区長	第 4 0 条第 4 項 7 号
〃	東急電鉄㈱長津田駅長	第 4 0 条第 4 項 7 号
〃	神奈川中央交通㈱町田営業所長	第 4 0 条第 4 項 7 号
〃	小田急バス㈱新百合ヶ丘営業所長	第 4 0 条第 4 項 7 号
〃	㈱N T T 東日本東京西支店長	第 4 0 条第 4 項 7 号
〃	東京電力パワーグリッド㈱多摩総支社長	第 4 0 条第 4 項 7 号
〃	東京ガス㈱東京西支店長	第 4 0 条第 4 項 7 号
〃	一般社団法人東京都 L P ガス協会南多摩支部町田部会長	第 4 0 条第 4 項 7 号
〃	一般社団法人町田市建設業協会会長	第 4 0 条第 4 項 8 号
〃	町田市町内会・自治会連合会長	第 4 0 条第 4 項 8 号
〃	町田市民病院事業管理者	第 4 0 条第 4 項 8 号

1.5 救援の程度及び方法の基準

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(平成25年10月1日内閣府告示第229号)

最終改正：令和8年6月5日同第73号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のように定め、平成25年10月1日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(救援の程度及び方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第10条第1項の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第14条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、その長）は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第2条 法第75条第1項第1号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難所

イ 避難住民（法第52条第3項に規定するものをいう。以下同じ。）又は武力攻撃災害（法第2条第4項に規定するものをいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施すること。

ハ 避難所の設置のため、支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1人1日当たり370円以内とする。

ニ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することがで

きること。

2 長期避難住宅

収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を供与し、これに収容することができることとし、建設して供与するもの（以下「長期避難建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「長期避難賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 長期避難建設型応急住宅

- (1) 長期避難建設型応急住宅の設置に当たっては原則として、公有地を利用すること。ただし、これらを適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。
- (2) 1戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、7,259,000円以内とすること。
- (3) 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。
- (4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設をいう。）を長期避難建設型応急住宅として設置できること。
- (5) 長期避難建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。
- (6) 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項から第5項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条及び第8条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。
- (7) 長期避難建設型応急住宅の供与終了に伴う長期避難建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 長期避難賃貸型応急住宅

- (1) 長期避難賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ（2）に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた金額とすること。
- (2) 長期避難賃貸型応急住宅は、速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。
- (3) 長期避難賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ（6）に同様の期間とする。

3 応急仮設住宅

法第55条第1項又は第2項の規定に基づき避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設して供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急受住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

前号イ（１）から（７）までの規定は、建設型応急住宅に準用する。

ロ 賃貸型応急住宅

（１）前号ロ（１）及び（３）の規定は、賃貸型応急住宅に準用する。

（２）賃貸型応急住宅は、速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第3条 第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所に収容された者及び避難の指示（法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づく避難又は武力攻撃災害により住家に被害を受けたことにより現に炊事のできない者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,480円以内とすること。

2 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

- 3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯 の額	2人世帯 の額	3人世帯 の額	4人世帯 の額	5人世帯 の額	世帯員数が6人以上1人を 増すごとに加算する額
夏季	20,900円	26,900円	39,900円	47,600円	60,300円	8,800円
冬季	34,700円	44,800円	62,500円	73,100円	92,100円	12,700円

- 4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（医療の提供及び助産）

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること

ハ 次の範囲内において行うこと。

- （1）診療
- （2）薬剤又は治療材料の支給
- （3）処置、手術その他の治療及び施術
- （4）病院又は診療所への収容
- （5）看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

2 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- （1）分べんの介助
- （2）分べん前及び分べん後の処置
- （3）脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の搜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の搜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 法55条第1項又は第2項の規定に基づき避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出するものであること。
- 2 被災者の搜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
 - イ 棺（附属品を含む。）
 - ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
 - ハ 骨つば及び骨箱
- 3 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人239,400円以内、小人191,700円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 2 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民及び武力攻撃災害による被災者（以下「避難住民等」という。）等に利用させることにより行うものであること。
- 3 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設備費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(福祉サービスの提供)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の福祉サービスの提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難住民等のうち、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「武力攻撃災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものであること。
- 2 都道府県知事又は市町村長からの要請を受けて行うものであること。
- 3 次の範囲内において行うこと。
 - イ 武力攻撃災害時要配慮者に関する情報の把握
 - ロ 武力攻撃災害時要配慮者からの相談対応
 - ハ 武力攻撃災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
 - ニ 福祉避難所の設置
- 4 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、前号イからハまでの場合は消耗器材費又は器物

の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、同号ニの場合は消耗財費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 法55条第1項又は第2項の規定に基づき避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。
イ ロに掲げる世帯以外の世帯 757,000円
ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 367,000円

(学用品の給与)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒((義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
イ 教科書
ロ 文房具
ハ 通学用品
- 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。
イ 教科書代
(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
ロ 文房具費及び通学用品費
(1) 小学校児童 1人当たり 5,800円
(2) 中学校生徒 1人当たり 6,100円
(3) 高等学校等生徒 1人当たり 6,600円
- 4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 死体の捜索

- イ 法55条第1項又は第2項の規定に基づき避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。
- ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

2 死体の処理

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。
- ロ 次の範囲内において行うこと。
 - （1）死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - （2）死体の一時保存
 - （3）検案
- ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。
- ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。
 - （1）死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,800円以内とすること。
 - （2）死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり6,100円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
 - （3）救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第13条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 法55条第1項又は第2項の規定に基づき避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり148,600円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第14条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 1 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 避難住民等の避難所間の移動に係る支援
 - ロ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ハ 医療の提供及び助産
 - ニ 被災者の捜索及び救出
 - ホ 福祉サービスの提供
 - ヘ 死体の捜索及び処理

ト 救済用物資の整理配分

2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

(救援事務費)

第15条 法第75条第1項の救援の事務を行うのに必要な費用（以下「救援事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

1 救援事務費に支出できる範囲は、救援の事務を行うのに要した経費（救援の実施期間内のものに限る。）及び法第168条第1項第2号に規定する避難住民等の救援に関する措置に要する費用の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

イ 時間外勤務手当

ロ 賃金職員等雇上費

ハ 旅費

ニ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

ホ 使用料及び賃借料

ヘ 通信運搬費

ト 委託費

2 各年度において、前号の救援事務費に支出できる費用は、前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、当該合算した額の合計額が、当該年度に支出した救援事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

イ 3,000万円以下の部分の金額については100分の10

ロ 3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額については100分の9

ハ 6,000万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8

ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7

ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6

ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5

ト 5億円を超える部分の金額については100分の4

3 前号の「救援事務費以外の費用の額」とは、第2条から前条までに規定する救援の実施のために支出した費用、法第159条第1項に規定する損失の補償に要した費用の額（法第81条第2項及び第3項並びに第82条の規定による処分に係るものに限る。）、法第159条第2項に規定する実費の弁償に要した費用の額並びに法第160条第1項に規定する損害の補償に要した費用の額（法第80条第1項の規定による要請を受けて救援に必要な援助について協力をした者に係るものに限る。）及び法第160条第2項に規定する損害の補償に要した費用の額の合計額（救援事業費の額を除く。）をいう。

(準用)

第16条 第1条から前条までの規定は、法第172条第1項の緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1条	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第10条第1項	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第52条において準用する令
-----	--	--

		第10条第1項
第1条	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第75条第1項各号	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第183条において準用する法第75条第1項各号
第1条	令第9条各号	令第52条において準用する令第9条各号
第2条	法第75条第1項第1号	法第183条において準用する法第75条第1項第1号
第2条第1号イ	避難住民(法第52条第3項に規定する避難住民をいう。以下同じ。)	避難住民(法第183条において準用する法第52条第3項に規定する避難住民をいう。以下同じ。)
第2条第1号イ	武力攻撃災害(法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。)	緊急対処事態における災害(武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。以下同じ。)
第2条第1号イ(6)	法第89条第3項	法第183条において準用する法第89条第3項
第2条第3号、第6条第1号、第10条、第12条第1号イ及び第13条第1号	法第55条第1項又は第2項	法第183条において準用する法第55条第1項又は第2項
第2条第3号、第3条第1号イ及び第2号イ、第4条第1号イ及び第4号、第5条第1号イ及び第2号イ、第6条第1号、第7条第1号、第8条第1号、第9条第1号、第10条の見出し、第1項柱書及び同項第1号、第11条第1号及び第4号、第12条第1号イ及び第2号イ並びに第13条の見出し、第1項柱書及び同項第1号	武力攻撃災害	緊急対処事態における災害
第3条柱書	法第75条第1項第2号	法第183条において準用する法第75条第1項第2号
第3条第1号イ	避難の指示(法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)	避難の指示(法第183条において準用する法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)
第4条	法第75条第1項第3号	法第183条において準用する法第75条第1項第3号
第5条	法第75条第1項第4号	法第183条において準用する

		る法第75条第1項第4号
第6条	法第75条第1項第5号	法第183条において準用する法第75条第1項第5号
第7条	法第75条第1項第6号	法第183条において準用する法第75条第1項第6号
第8条	法第75条第1項第7号	法第183条において準用する法第75条第1項第7号
第9条、第10条、第11条、第12条及び第13条	法第75条第1項第8号	法第183条において準用する法第75条第1項第8号
第9条	令第9条第1号	令第52条において準用する令第9条第1号
第10条	令第9条第2号	令第52条において準用する令第9条第2号
第11条	令第9条第3号	令第52条において準用する令第9条第3号
第12条	令第9条第4号	令第52条において準用する令第9条第4号
第13条	令第9条第5号	令第52条において準用する令第9条第5号
第14条	法第75条第1項各号	法第183条において準用する法第75条第1項各号
第15条	法第75条第1項	法第183条において準用する法第75条第1項
第15条第1号	法第168条第1項第2号	法第183条において準用する法第168条第1項第2号
第15条第3号	法第159条第1項	法第183条において準用する法第159条第1項
第15条第3号	法第81条第2項及び第3項並びに第82条	法第183条において準用する法第81条第2項及び第3項並びに第82条
第15条第3号	法第159条第2項	法第183条において準用する法第159条第2項
第15条第3号	法第160条第1項	法第183条において準用する法第160条第1項
第15条第3号	第80条第1項	法第183条において準用する法第80条第1項
第15条第3号	第160条第2項	法第183条において準用する法第160条第2項

前文[抄]（平成26年3月31日内閣府告示第20号）平成26年4月1日から適用する。

前文[抄]（平成27年3月31日内閣府告示第45号）平成27年4月1日から適用する。

前文[抄]（平成28年3月31日内閣府告示第113号）平成28年4月1日から適用する。

前文[抄]（平成29年3月31日内閣府告示第534号）平成29年4月1日から適用する。

前文[抄]（平成30年3月30日内閣府告示第52号）平成30年4月1日から適用する。

前文[抄]（令和元年9月30日内閣府告示第90号）令和元年10月1日から適用する。

前文[抄] (令和4年3月31日内閣府告示第38号) 令和4年4月1日から適用する。
前文[抄] (令和5年3月31日内閣府告示第37号) 令和5年4月1日から適用する。
前文[抄] (令和7年4月15日内閣府告示第89号) 令和7年4月15日から適用する。
前文[抄] (令和7年8月1日内閣府告示第110号) 令和7年8月1日から適用する。
前文[抄] (令和8年6月5日内閣府告示第73号) 令和8年6月5日から適用する。

1.6 安否情報の収集及び報告・照会及び回答について

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

(平成17年3月28日総務省令第44号)

最終改正：平成18年3月31日総務省令第50号

最終改正：令和6年11月29日同第102号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第25条第2項及び第26条第4項（これらの規定を同令第52条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第3条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他こ

の方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

- 2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の資格確認書、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（安否情報の回答方法）

- 第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の提供）

- 第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

（施行期日）

- 第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 （平成18年3月31日総務省令第50号） 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月16日総務省令第76号) 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この条及び次条第1項において「番号利用法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

(経過措置)

第2条

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード(第5条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第2の様式によるものに限る。)は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の4第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一および二 略

三 第11条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第3条第2項

附 則 (令和6年11月29日総務省令第102号)

この省令中「外国人登録証明書」を「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書」に改める規定は公布の日から、「被保険証」を「資格確認書」に改める規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(令和6年12月2日)から施行する。

様式第1号 (第1条関係)

安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)

記入日時 (年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所 (郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他 ()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷 (疾病) の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援 (物資、医療の提供等) や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号 (第1条関係)

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(年 月 日 時 分)	
① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第 3 号 （第 2 条関係）
安 否 情 報 報 告 書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 担当者名：

①氏 名	②フリガナ	③出生の 年月日	④男女 の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別 するための情報	⑧負傷（疾病） の該当	⑨負傷又は 疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先 その他必要情報	⑫親族・同居者 への回答の希望	⑬知人への回答 の希望	⑭親族・同居者・知人以外 の者への回答又は公表の同意	備 考

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。

4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。

5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

様式第4号 (第3条関係)

安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申請者 住所(居所) 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とします。
 - 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第 5 号 (第 4 条関係)

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

1.7 公用令書等の様式

別記様式第一

収用第 号	公 用 令 書					氏 名 住 所
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律						第 81 条第 2 項 第 81 条第 4 項 第 183 条にお 第 183 条にお
いて準用する第 81 条第 2 項 の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。 いて準用する第 81 条第 4 項 (理由)						
年 月 日						処分権者 氏 名 ㊟
収用すべき 物資の種類	数量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備 考	

備考 用紙は、日本産業規格 A5 とする。

別記様式第二

保管第 号	公 用 令 書					氏 名 住 所
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律						第 81 条第 3 項 第 81 条第 4 項 第 183 条にお 第 183 条にお
いて準用する第 81 条第 3 項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 いて準用する第 81 条第 4 項 (理由)						
年 月 日						処分権者 氏 名 ㊟
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考		

備考 用紙は、日本産業規格 A5 とする。

別記様式第三

使用第 号

公 用 令 書

氏 名

住 所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第 82 条

第 183 条において準用する第 82 条

の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。

(理由)

年 月 日

処分権者 氏 名

印

名 称	数量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本産業規格 A5 とする。

別記様式第四

取消第 号

公 用 取 消 令 書

氏 名

住 所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第 81 条第 2 項

第 81 条第 3 項

第 81 条第 4 項

第 82 条

第 183 条にお

第 183 条にお

第 183 条にお

第 183 条にお

いて準用する第第 81 条第 2 項

の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第

いて準用する第第 81 条第 3 項

いて準用する第第 81 条第 4 項

いて準用する第第 82 条

号）に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護の

ための措置に関する法律施行令 第 16 条

第 52 条において準用する第 16 条

の規定により、

これを交付する。

(取り消した処分の内容)

年 月 日

処分権者 氏 名

印

備考 用紙は、日本産業規格 A5 とする。

1.8 国際人道法（ジュネーヴ諸条約及び追加議定書）の主な内容

外務省ホームページより (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/k_jindo/naiyo.html)

1. ジュネーヴ諸条約の主な内容

条 約	条文数	保護対象	適用期間
第1条約	64	軍隊構成員の傷病者、衛生要員、宗教要員、衛生施設、衛生用輸送手段等	条約の保護対象者が敵の権力内に陥ってから、送還が完全に完了するまで
第2条約	63	軍隊構成員の傷病者、難船者、衛生要員、宗教要員、病院船等	海上で戦闘が行われている間（上陸した後は第1条約が適用される）
第3条約	143	捕虜	敵の権力内に陥ってから、最終的に解放され、送還されるまで
第4条約	159	紛争当事国又は占領国の権力下にある外国人等	紛争又は占領の開始時から、原則として軍事行動の全般的終了時まで

(1) 条約の適用事態（共通第2条）

これらの条約は「二以上の締約国の間に生ずるすべての宣言された戦争又はその他の武力紛争の場合」及び「一締約国の領域の一部又は全部が占領されたすべての場合」に適用される。

（国内での武力紛争への適用（共通第3条）：締約国の一の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争（いわゆる内乱）の場合にも、敵対行為に直接参加しない者は人道的に待遇され、そのための規定が簡潔に置かれている。）

(2) 傷病者等の保護

各紛争当事国に対し、武力紛争時に発生する傷病者、難船者、死者等への適切な保護と看護を施すことを義務づけている。

(3) 衛生要員・衛生施設の保護

紛争当事国は、いかなる場合にも、衛生要員、衛生施設（部隊）、医療用輸送手段（病院船、衛生航空機を含む）等を攻撃してはならず、常にこれを尊重し、保護しなければならない旨規定している。

(4) 赤十字標章等の濫用防止

赤十字、赤新月等の特殊標章を保護すべき標章と定め、衛生要員、衛生施設等に所定の方法によって表示することとされている。また、このような保護を実効的ならしめるため、締約国は、これらの特殊標章の濫用を防止するために必要な措置をとらなければならないとされている。

(5) 捕虜の待遇

捕虜については、これを人道的に待遇しなければならないとされており、敵対する紛争当事国の権力内に陥ったときから、最終的に解放され、かつ、送還されるまでの間の取扱いに関して、第3条約に詳細な規定が置かれている。

具体的には、捕虜を抑留する間の宿舍、食糧、被服、医療・衛生等に関する待遇、捕虜の金銭収入（俸給、労賃の支払、補償の請求等）、捕虜の通信・救済品等、捕虜に対する刑罰・懲戒罰の付与などについて規定している。

(6) 文民の保護

武力紛争時又は占領の場合における文民の保護に関して、第4条約に詳細な規定が置かれている。（第4条約にいう文民とは、基本的には、武力紛争時又は占領の場合において紛争当事国又は占領国の権力内にある者でその紛争当事国又は占領国の国民でないもの（「被保護者」）を指す。）

(7) 重大な違反行為の防止

ジュネーヴ諸条約では、条約の実施を確保するためにその規定に違反する行為のうち特に重大なものを「重大な違反行為」と定め、締約国に対して、重大な違反行為に対する有効な刑罰を定めるため必要な立法を行うこと、重大な違反行為を行い、又は行うことを命じた疑のある者を捜査すること、また、その者の国籍のいかんを問わず、自国の裁判所に対して公訴を提起すること等を義務づけている（いわゆる普遍的管轄権の設定）。

2. 第1追加議定書の主な内容

○国際的な武力紛争につき、1949年のジュネーヴ諸条約の内容を「補完・拡充」し、新たな規定を追加。
○第二次世界大戦以降、民族解放戦争・ゲリラ戦の増大など武力紛争の形態が多様化し、軍事技術が発達した等の現代的状況に対応するため、1977年に作成。全102条。

(1) 総則（第1編）

(イ) 適用事態（第1条）

1) 「二以上の締約国の間に生ずるすべての宣言された戦争又はその他の武力紛争の場合」及び 2) 「一締約国の領域の一部又は全部が占領されたすべての場合」（ジュネーヴ諸条約共通第2条に定められた事態）に、3) 「植民地支配及び外国による占領並びに人種差別体制に対して戦う武力紛争」（いわゆる民族解放戦争）を含むものとして、これら1)～3)の事態に対して適用。

(ロ) 適用期間（第3条）

上記（イ）の武力紛争や占領が発生したときから、軍事行動の全般的終了時、占領の終了時、又は捕虜等の解放・送還等の時まで適用。

(2) 傷病者、難船者、医療組織、医療用輸送手段等の保護（第2編）

○傷病者、難船者、医療組織、医療用輸送手段等の特別の保護の対象を、ジュネーヴ諸条約よりも拡大。
○基本的に軍人・軍用物に限定されていた保護を、文民・民用物も含むように拡大。

(主な規定)

- ・傷病者・難船者の尊重・保護（第10条）
- ・医療組織の尊重・保護（第12-14条）
- ・軍の医療要員以外の医療要員等の尊重・保護（第15条）
- ・医療要員等、医療組織、医療用輸送手段の識別（第18条）
- ・医療用車両の尊重・保護（第21条）
- ・病院船等の尊重・保護（第22-23条）
- ・医療用航空機の尊重・保護（第24-31条）
- ・行方不明者の扱い（第33条）
- ・遺体の扱い（第34条）

(3) 戦闘の方法及び手段の規制（第3編第1部）

「戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は無制限ではない」（第35条1）としつつ、紛争当事者の戦闘の方法及び手段に対し一定の規制を加える。

(主な規定)

- ・過度の傷害又は無用の苦痛を与える兵器等の使用禁止（第35条2）
- ・自然環境に広範、長期的かつ深刻な損害を与える戦闘の方法・手段の禁止（第35条3）
- ・背信行為の禁止（第37条）
- ・標章等の不当な使用の禁止（第38-39条）
- ・戦闘外にある敵の保護（第41条）
- ・遭難航空機から降下する者の保護（第42条）

(4) 戦闘員及び捕虜の範囲（第3編第2部）

- 戦闘員は、敵の権力内に陥れば捕虜となる。
- 捕虜の待遇の詳細は、第三条約で規定。
- 「民族解放戦線」の兵士やその他の不正規兵（いわゆる「ゲリラ」）にも戦闘員資格を付与。他方、文民たる住民からの区別義務を規定。
- 区別義務は、一定の場合に緩和され、武器を公然と携行することを条件として、戦闘員としての地位を保持。
- （その他の主な規定）
 - ・間諜（第 46 条）
 - ・傭兵（第 47 条）

(5) 文民たる住民の保護（第 4 編）

(イ) 敵対行為の影響からの文民たる住民の保護

- 軍事目標主義（軍事行動は軍事目標のみを対象とする）の基本原則を確認（第 48 条）。
- 文民に対する攻撃の禁止（第 51 条 2）、無差別攻撃の禁止（第 51 条 4-5）、民用物の攻撃の禁止（第 52 条 1）、攻撃の際の予防措置（第 57 条）等に関し詳細に規定。

（その他の主な規定）

- ・文化財・礼拝所の保護（第 53 条）
- ・文民たる住民の生存に不可欠な物の保護（第 54 条）
- ・自然環境の保護（第 55 条）
- ・危険な力を内蔵する工作物等（ダム、堤防、原子力発電所）の保護（第 56 条）
- ・無防備地区（第 59 条）
- ・非武装地帯（第 60 条）

(ロ) 「文民保護」要員等の保護

- この議定書上、「文民保護」を、敵対行為又は災害の危険から文民たる住民を保護・援助するための人道的任務を行うことと定義。
- 具体的には、警報の発令、避難の実施、避難所の管理、灯火管制に係る措置の実施、救助、医療及び宗教上の援助、消火、危険地域の探知及び表示、汚染の除去、収容施設及び需品の提供、被災地域における秩序の回復及び維持のための緊急援助、公共事業に係る設備の緊急の修復、死者の応急処理、生存のために重要な物の維持のための援助といった任務。
- この任務に携わる「文民保護組織」の要員・物品等に関し特別の保護を規定。

（主な規定）

- ・文民保護要員等の保護（第 62、63、65 条）
- ・文民保護要員等の識別（第 66 条）
- ・文民保護組織に配属された軍隊構成員等（第 67 条）

(ハ) 女子・児童等の保護

- 紛争当事者の権力内に陥った者に対する最低限の待遇の保障（第 75 条）。
- 女子の特別の保護（第 76-77 条）、児童の特別の保護・児童の避難（第 77-78 条）等に関する規定がある。

(6) 「重大な違反行為」の追加・拡大（第 5 編第 2 部）

- 締約国は、この議定書の「重大な違反行為」を処罰するために必要な立法を行うとともに、容疑者の国籍・犯罪地を問わず、「引渡ししか処罰か」の義務を負う（いわゆる普遍的管轄権）。（ジュネーヴ諸条約の「重大な違反行為」の類型を拡大・追加。）

(イ) 殺人・拷問・非人道的待遇等について対象者を拡大（第 85 条 2）

(ロ) 新たな「重大な違反行為」の追加

- (A) この議定書に違反して故意に行われ、死亡又は身体・健康に対する重大な傷害を引き起こす次の行為（第 85 条 3）
 - (a) 文民に対する攻撃
 - (b) 文民たる住民又は民用物に対する無差別攻撃
 - (c) 危険な力を内蔵する工作物等（ダム、堤防、原発）に対する攻撃
 - (d) 無防備地区及び非武装地帯に対する攻撃

- (e) 戦闘外にある者に対する攻撃
- (f) 赤十字等の特殊標章又は他の保護標章の背信的使用
- (B) 諸条約又はこの議定書に違反して故意に行われる次の行為（第 85 条 4）
 - (a) 占領国による、自国住民の占領地域への移送、占領地域住民の追放又は移送
 - (b) 捕虜・文民の送還の不当な遅延
 - (c) アパルトヘイトの慣行その他の人種差別に基づく非人道的な慣行
 - (d) 特別の保護が与えられている歴史的建造物、芸術品又は礼拝所を攻撃し広範に破壊すること（軍事的に利用されている場合を除く）
 - (e) 公正な正式の裁判を受ける権利を奪うこと
- (C) 権力内にある者に対する、その者の健康状態が必要としない医療上の措置又は一般に受け入れられている医療上の基準に適合しない医療上の措置（第 11 条）
- (7) 国際事実調査委員会の設置（第 5 編第 2 部）

ジュネーヴ諸条約及びこの議定書の著しい違反とされる事実について調査する等のため、個人の資格の 15 名の委員からなる常設の国際事実調査委員会を設置（第 90 条）。

3. 第 2 追加議定書の主な内容

- ジュネーヴ諸条約では非国際的な武力紛争については 1 カ条（共通第 3 条）のみであった規定を「補完・拡充」したもの。
- 非国際的な武力紛争（いわゆる内乱等）における犠牲者の保護等について規定。
- 第二次世界大戦以降のいわゆる内戦・内乱の増大という現代的状況に対応するため、1977 年に作成。全 28 条。

(1) 適用事態（第 1 編）

国際的な武力紛争でなく、締約国の領域において、当該締約国の軍隊と反体制派の軍隊その他の組織された武装集団（持続的にかつ協同して軍事行動を行うこと及びこの議定書を実施することができるような支配を責任のある指揮の下で当該領域の一部に対して行うもの）との間に生ずるすべての武力紛争に適用（同条 1）。暴動、独立の又は散発的な暴力行為等、武力紛争でない国内的な騒乱及び緊張の事態には適用されない（同条 2）。

(2) 人道的待遇（第 2 編）

敵対行為に直接参加していない者に対する人道的な待遇（第 4 条 1）等を規定。

（主な規定）

- ・児童に対する特別の保護（第 4 条 3）
- ・武力紛争に係る理由で自由を奪われた者の扱い（第 5 条）
- ・武力紛争に係る犯罪を訴追・処罰する際の諸原則（第 6 条）

(3) 傷病者、難船者等の保護（第 3 編）

傷病者、難船者、医療要員等の尊重・保護等を規定。

（主な規定）

- ・傷病者・難船者の尊重・保護（第 7 条）
- ・傷病者・難船者等の搜索・収容等（第 8 条）
- ・医療要員・宗教要員の尊重・保護（第 9 条）
- ・医療活動の保護（第 10 条）
- ・医療組織・医療用輸送手段の保護（第 11 条）
- ・特殊標章の使用・尊重（第 12 条）

(4) 文民たる住民の保護（第 4 編）

軍事行動から生ずる危険からの文民の一般的保護、攻撃の禁止（第 13 条）等を規定。
(主な規定)

- ・ 文民たる住民の生存に不可欠な物の保護（第 14 条）
- ・ 危険な力を内蔵する工作物等（ダム、堤防、原子力発電所）の保護（第 15 条）
- ・ 文化財及び礼拝所の保護（第 16 条）
- ・ 文民の強制的移動の禁止（第 17 条）
- ・ 救済団体及び救済活動の保障（第 18 条）

1.9 動物の保護等に関する通知

動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

○要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養

又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

1.10 赤十字標章及び身分証明書

赤十字標章



- 我が国関係者は、すべて白地に赤十字の標章を使用する。
- 白地に赤十字は、状況に応じて適当な大きさとする。
- 赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤（CMYK 値：C-0, M-100, Y-100, K-0、RGB 値：#FF0000）を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げない。

身分証明書

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
常時の 自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用 臨時の		
PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
.....		
交付等の年月日/Date of issue.....証明書番号/No. of card.....		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

〔赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン 様式3〕

1.11 特殊標章及び身分証明書

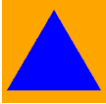
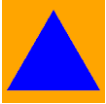
特殊標章



- 特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすもの。
 - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
 - (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- 特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- 特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（CMYK 値：C-0, M-36, Y-100, K-0、RGB 値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（CMYK 値：C-100, M-100, Y-0, K-0、RGB 値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げない。

身分証明書

表面

	(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
.....		
交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card		
.....		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））
[赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン 様式4]

1.12 市内の緊急一時避難施設の指定状況

名 称	区市町村	町丁目名・番(番地)・号
町田市立つくし野小学校	町田市	つくし野2丁目21番11号
町田市立南つくし野小学校	町田市	南つくし野2丁目4番8号
町田市立つくし野中学校	町田市	南つくし野2丁目14番2号
東京都立小川高等学校	町田市	小川2丁目1002番地1
町田市立小川小学校	町田市	小川3丁目10番1号
町田市立鶴間小学校	町田市	鶴間4丁目17番1号
町田市立南第一小学校	町田市	南町田1丁目10番1号
町田市立南中学校	町田市	金森3丁目27番1号
町田市立町田第二小学校	町田市	原町田4丁目26番40号
ルミネ町田店	町田市	原町田6丁目1番11号
町田市立高ヶ坂小学校	町田市	高ヶ坂6丁目7番1号
町田市立南第三小学校	町田市	金森東1丁目2番1号
町田市立南第四小学校	町田市	金森東3丁目21番1号
町田市立町田第一小学校	町田市	中町1丁目20番30号
町田市立町田第一中学校	町田市	中町1丁目27番5号
東京都町田合同庁舎	町田市	中町1丁目31番12号
東京都立町田高等学校	町田市	中町4丁目25番3号
町田市立町田第四小学校	町田市	森野2丁目21番28号
町田市立町田第二中学校	町田市	南大谷1327番地
町田市立南大谷小学校	町田市	南大谷6丁目16番1号
町田市立南大谷中学校	町田市	南大谷6丁目17番1号
町田市立町田第六小学校	町田市	南大谷7丁目3番1号
町田市立町田第三小学校	町田市	本町田1212番地
町田市立町田第三中学校	町田市	本町田1853番地
町田市立本町田小学校	町田市	本町田2032番地
町田市立本町田東小学校	町田市	本町田3350番地
町田市立木曽境川小学校	町田市	木曽西1丁目9番1号

町田市立木曽中学校	町田市	木曽西2丁目4番地9
都立町田総合高等学校	町田市	木曽西3丁目5番1号
教育センター	町田市	木曽東3丁目1番3号
町田市立忠生第三小学校	町田市	木曽東3丁目11番3号
東京都立町田工科高等学校	町田市	忠生1丁目20番地2
町田市立山崎小学校	町田市	忠生2丁目15番26号
町田市立忠生小学校	町田市	忠生3丁目10番2号
町田市立忠生中学校	町田市	忠生3丁目14番1号
町田市立藤の台小学校	町田市	藤の台3丁目1番1号
町田市立町田第五小学校	町田市	玉川学園4丁目14番7号
町田市立成瀬台中学校	町田市	成瀬台2丁目5番1号
町田市立成瀬台小学校	町田市	成瀬台2丁目5番2号
町田市立成瀬中央小学校	町田市	成瀬2丁目8番地
東京都立成瀬高等学校	町田市	成瀬7丁目4番1号
町田市立南第二小学校	町田市	成瀬7丁目11番1号
町田市立南成瀬小学校	町田市	南成瀬3丁目6番地
町田市立南成瀬中学校	町田市	南成瀬7丁目7番1号
町田市市立小山田小学校	町田市	上小山田町614番地
町田市立図師小学校	町田市	図師町239番地19
町田市立小山田中学校	町田市	小山田桜台1丁目12番
町田市立小山田南小学校	町田市	小山田桜台2丁目7番地
町田市立堺中学校	町田市	相原町752番地
町田市立相原小学校	町田市	相原町1673番地
町田市立小中一貫ゆくのき学 園(大戸小学校)	町田市	相原町3765番地3
町田市立小中一貫ゆくのき学 園(武蔵岡中学校)	町田市	相原町3865番地
町田市立小山小学校	町田市	小山町944番地
町田市立小山中学校	町田市	小山ヶ丘1丁目2番地4

町田市立小山中央小学校	町田市	小山ヶ丘 3 丁目 7 番地 1
町田市立小山ヶ丘小学校	町田市	小山ヶ丘 5 丁目 3 7 番地
町田市立鶴川第二小学校	町田市	能ヶ谷 7 丁目 2 4 番 1 号
町田市立三輪小学校	町田市	三輪町 3 3 0 番地 1
町田市立真光寺中学校	町田市	真光寺 3 丁目 8 番地 1
町田市立鶴川第四小学校	町田市	鶴川 3 丁目 2 2 番地
町田市立鶴川第二中学校	町田市	鶴川 6 丁目 4 番地
町田市立鶴川第三小学校	町田市	鶴川 6 丁目 5 番地
町田市立大蔵小学校	町田市	大蔵町 2 8 6 番地
町田市立鶴川第一小学校	町田市	野津田町 1 2 9 0 番地
東京都立野津田高等学校	町田市	野津田町 2 0 0 1 番地
都立町田の丘学園(本校舎)	町田市	野津田町 2 0 0 3 番地
町田市立陸上競技場	町田市	野津田町 2 0 3 5 番地
町田市立鶴川中学校	町田市	小野路町 1 9 0 5 番地 1
町田市立金井小学校	町田市	金井ヶ丘 1 丁目 3 0 番 1 号
町田市立薬師中学校	町田市	金井 1 丁目 2 0 番 1 号
町田市立金井中学校	町田市	金井 6 丁目 1 5 番 1 号
町田市立七国山小学校	町田市	山崎町 1 3 1 4 番地 2
町田市立山崎中学校	町田市	山崎町 1 4 4 5 番地
東京都立山崎高等学校	町田市	山崎町 1 4 5 3 番地 1